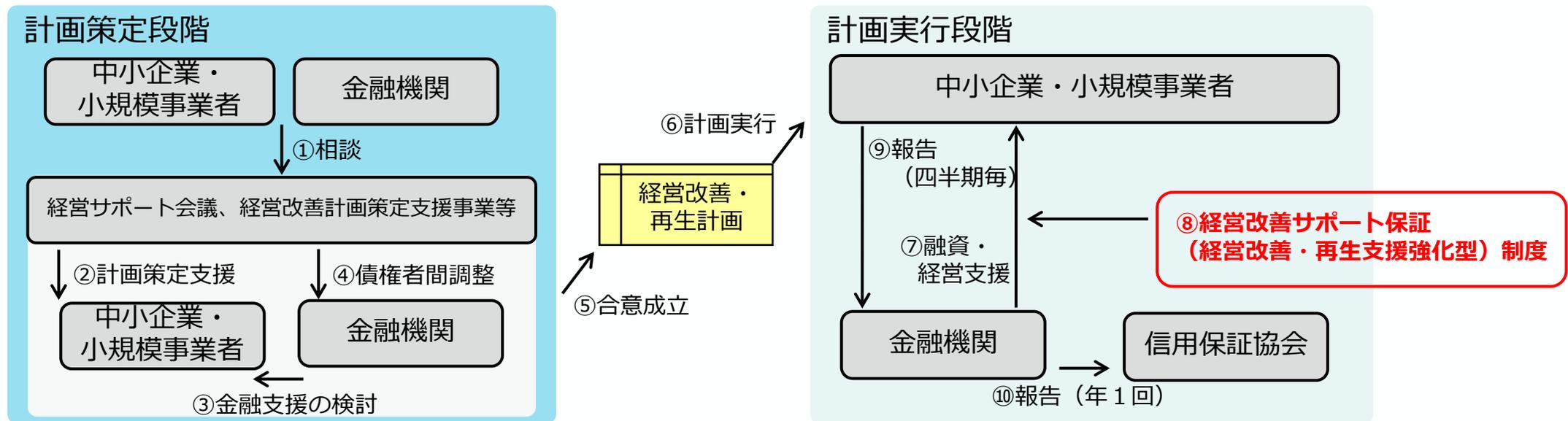


経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）について

- 経営改善サポート保証は、経営サポート会議（※）や経営改善計画策定支援事業（405事業）等により作成した**経営改善・再生計画**に基づき、**中小企業者が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。**
- 物価高や人手不足等の影響により、経営状況の厳しい中小企業者の利用ニーズを想定し、経営改善サポート保証（感染症対応型）の**後継制度**として創設。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み



- 保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保険とは別枠）
- 保証割合 責任共有（80%保証）ただし、100%保証および**コロナ禍のセーフティネット保証5号からの借換については100%保証。**
- 保証料率 **0.3%（国による補助前：原則0.8%または1.0%）**
- 金利 金融期間所定
- 保証期間 15年以内
- 据置期間 3年以内